

『広告付き窓口番号表示装置等の設置業務』における 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

本装置は、平成23年3月に設置され、当課の主たる業務の一つであり、証明交付において混雑の緩和、スムーズな窓口対応等に大きな役割を果たしている。

繁忙期においては、その効果は顕著に表れており、膨大な各種証明を素早く正確に交付するためには無くてはならない機器といえる。

一方、広報放映用機器においては、民間企業や行政の動画広告を放映し来庁者に広く情報を提供している。また、当市にかかる実費負担が無く、官民間わず放映できる環境であるため、さらなる発展を見込める業務であるといえる。

については、今後も本業務を通じて、窓口業務の円滑化と広報機能を継続して行うものであり、その事業者の選定にあたっては、特殊な契約形態を理解し、業務の遂行に最適な能力を有すること、また、更なる業務展開を積極的に提案できることを要件とすることから、公募型プロポーザルにより公募する。

2. 業務概要

(1) 業務名

広告付き窓口番号表示装置等の設置業務

(2) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日より5年間

(4) 提案上限額

0円

提案上限額は、0円とし、放映料が機器の提供費用を上回る場合は、広告料を納入するものとする。

なお、下記※1から4については、事業者負担とする

※1 機器の新規設置、更新にかかる際に発生する費用

※2 機器に使用される各種消耗品

※3 機器の稼働により発生する電気料金

※4 定期メンテナンス及び故障時に発生する費用

3. 参加資格

本件に参加できる事業者は、下記の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 令和2年度 江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続きの申立て又は更生手続き中ではないこと。
- (4) 北海道内に本店、支店又は事業所を置いていること。
- (5) 代表者、役員及び従業員が暴力団（江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

4. 手続き

(1) スケジュール

ア	公募開始	令和2年10月 1日（木）
イ	参加表明期限	令和2年10月14日（水）
ウ	資格審査結果通知	令和2年10月16日（金） （メール通知及び同日付郵送）
エ	質問受付締切	令和2年10月19日（月）
オ	質問回答	令和2年10月21日（水）
カ	申込受付	令和2年10月30日（金） から11月13日（金）【必着】

〔	キ	第一次審査※	令和2年11月18日（水）
	ク	第一次審査結果通知※	令和2年11月25日（水）

（メール通知及び同日付郵送）

ケ	企画提案説明会	令和2年12月 9日（水）
コ	選考結果通知	令和3年 1月 中旬から
サ	業務開始準備期間	令和3年 2月 初旬から
シ	契約締結	令和3年 3月 1日（月）

※ キ及びクは、企画提案者が6者以上となる場合のみ実施

(2) 参加意思表示

江別市のホームページから、公募型プロポーザル参加意思表示書（様式1）を

ダウンロードし、必要事項を記載の上、必要書類を添えて、次の通り提出してください。参加資格の審査結果は、令和2年10月16日（金）にメールで通知し、同日付で文書を郵送します。

① 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式1）
- イ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ウ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないことの証明書

② 提出先

〒067-8674
北海道江別市高砂町6番地
江別市生活環境部戸籍住民課宛
（江別市役所本庁舎1階 課直通：011-381-1020）

（3）質問

- ① 質問は、様式3に質問要旨を簡潔に記載し、令和2年10月19日（月）17時15分までに、担当課に電子メールで提出してください。
（Eメール：jumin@city.ebetsu.lg.jp）
- ② 質問に対する回答は、質問した事業者名等を伏せた上で、令和2年10月21日（水）までに、江別市のホームページに公開します。

（4）企画提案書の提出

審査により参加資格を有すると認められた事業者は、江別市のホームページから、所定の様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、必要書類を添えて、次の通り提出してください。

① 提出書類

- ア 会社概要書（様式2）
- イ 企画提案書（様式自由）
- ※ 提出部数は、ア・イいずれも正本1部及び副本5部（合計6部）
- ※ 企画提案書は、A4版又はA3版とし、左端をホチキス綴じ（A4版にA3版が混在する場合は、A3版を外三折りとする。）とします。また支障がない範囲で両面印刷も可能とします。

② 受付期間

令和2年10月30日（金）から令和2年11月13日（金）【必着】
※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、郵送で提出するものとします。
※郵送の場合は、書留郵便等（簡易書留及び配達証明可）で令和2年11月13日（金）の必着とします。

③ 提出先

〒067-8674

北海道江別市高砂町6番地

江別市生活環境部戸籍住民課宛

(江別市役所本庁舎1階 課直通：011-381-1020)

5 選定

(1) 選定方法

本プロポーザルにおける事業者の選定にあたっては、生活環境部で組織する選定委員会において審査及び選定します。

① 第一次審査（書類審査）

企画提案者が6名以上となる場合は、選定委員会において提出書類に基づく一次審査を実施します。

ア 選定委員が、下記(2)の評価基準の各項目について事業者を評価します。

イ 各委員の得点の合計に基づき、上位5社を企画提案説明参加事業者として決定します。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定します。

ウ 第一次審査が行われた場合、6位以下となった事業者には、令和2年11月25日(水)にメールで通知し、同日付で文書を郵送します。

② 企画提案説明会（プレゼンテーション審査）

提出された企画提案書に基づき、各提案者の提案内容等について評価を行うため、企画提案説明会を実施します。

ア 選定委員が下記(2)の評価基準の各項目について、事業者を評価します。

イ 選定委員の評価点の合計得点が5割以上である事業者のうち、最高得点の事業者を受託候補者として選定します。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定します。

ウ 選定について、原則として第1位の者を受託候補としますが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて、協議の上選定するものとします。

(2) 評価基準

評価基準は次のとおりとします。

① 業務内容の理解

ア 江別市役所戸籍住民課で行う証明交付業務の内容を理解し、適切かつ具体的に効率的な業務を実施できる提案を行っているか。

- イ 従前より、発展的な業務の遂行を見込めるか。
- ② 業務遂行能力
- ア 経営状況に問題がなく、円滑に業務を遂行できる運営体制であるか。
- イ 不測の事態に備え、即時に対応できるバックアップ体制が整っているか。
- ③ 業務実績
 - 官公庁及び民間企業等で同種同業の実績があるか。
- ④ その他
 - 仕様書に定めた以外の効果的で実効性が期待できる提案（社会貢献 等）があるか。

（３）留意事項

- ① １事業者あたりのプレゼンテーションの時間は、２５分以内（提案説明１５分以内、質疑応答時間１０分以内）とし、説明員は２名以内とします。なお、スクリーン、プロジェクター及びパソコンは、市が用意します。
- ② 審査対象者が１事業者であった場合においても、企画提案説明会を実施します。

（４）選定結果の通知

受託候補者の選定後、選定結果を企画提案説明会参加事業者へ書面で通知します（令和３年１月中旬予定）。

なお、選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じません。

（５）無効となる提案

- ① 募集要領に示した提出方法及び提出期限を守らなかった提案
- ② 虚偽の記載がなされた提案
- ③ 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者の提案
- ④ 契約締結までの期間に参加資格要件を満たさなくなった者の提案

（６）その他

- ① 参加者が要した費用については、すべて参加者の負担とします。
- ② 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認められません。
- ③ 提出された書類等は、返却しないものとします。
- ④ 提出された書類は、江別市情報公開条例に基づく公文書公開請求の対象となります。

6 契約手続

江別市契約に関する規則等の関係法令に基づき、受託候補者と契約を締結します。なお、仕様書、契約条件の詳細については、別途協議するものとします。

7 問い合わせ先

〒067-8674

北海道江別市高砂町6番地

江別市生活環境部戸籍住民課 TEL：011-381-1020（課直通）

FAX：011-380-2241

Eメール：jumin@city.ebetsu.lg.jp